

岩手県社会福祉事業団次世代育成支援行動計画

当事業団では、次世代育成支援対策推進法第 12 条の規定に基づき、職員が職業生活と家庭生活の両立を支援するため、全ての職員が働きやすい環境を整備することができるよう、次のような行動計画を策定する。

1 計画期間

平成 27 年 4 月 1 日 ～ 平成 30 年 3 月 31 日

2 行動目標

(1) 育児をしている勤労者を対象とする取組み

- ア 育児休業が男性職員も取得可能であることをパンフレット等で周知する。
- イ 育児休業後職場復帰しやすいよう、希望者には業務関連の会議・研修等に出席ができるよう支援を行う。

(2) 年次有給休暇の取得の促進

- ア 職員の生きがいづくり支援・健康の保持、増進・資質向上を目的とする休暇の取得促進を図る。
- イ 年間を通して計画的な連続休暇の取得促進を図る。

(3) 職員のメンタルヘルスケア（心の健康づくり計画）の取組み

メンタルヘルス推進担当者の育成、セミナーの実施及び職場環境調査の実施等により、セルフケアやラインケアの向上を図り職員の心の健康づくりを推進します。

なお、メンタル面の病休者が出た場合は、職場復帰支援プログラムを実施することにより、当該職員の健康の回復と職場への復帰を支援します。

1 育児及び介護休業をしている勤労者の取組み課題

- ・ 出産・育児に関する諸制度の理解を深める必要がある。
- ・ 育児休業中の職員が職場から離れていることに対する不安を感じることがないように情報提供が必要である。
- ・ 育児及び介護休業者職場復帰支援策を根付かせる必要がある。

2 年次有給休暇の取得の促進

- ・ 年次有給休暇の取得状況等を定期的に把握し、休暇取得の促進を図る必要がある。
- ・ 計画的な連続休暇の取得を促進する必要がある。
- ・ 日頃から業務をフォローしあえる職場体制を作り、休暇を取得しやすい環境と雰囲気づくりが必要である。

3 職場のメンタルヘルスケアの取組み

- ・ 職員の心の健康管理意識の向上を図る必要がある。
- ・ 職場復帰支援プログラムを周知する必要がある。
- ・ より利用しやすい相談体制の整備を図る必要がある。